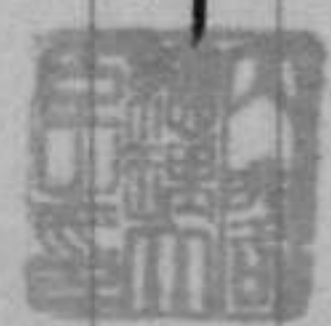


皇太子結婚式における国の儀式について
右謹んで裁可を仰ぐ。

昭和三十四年一月十六日

内閣総理大臣 岸 信介



内閣

A24-1-13 ①

総甲第一号

起

昭和五年一月十四日

昭和五年一月十六日

昭和五年一月十六日

昭和五年一月十六日

内閣総理大臣 五

内閣官房長官 夜
法制局長官
内閣官房副長官

内閣参事官

愛知国務大臣 五

坂田国務大臣 夜

寺尾国務大臣 五

伊能国務大臣 五

藤山国務大臣

三浦国務大臣 夜

倉石国務大臣 五

世耕国務大臣 五

佐藤国務大臣 夜

高崎国務大臣 夜

遠藤国務大臣 五

山口国務大臣 五

橋本国務大臣 五

永野国務大臣 夜

青木国務大臣 五

別紙内閣総理大臣請議

皇太子結婚式における国の儀式について

内閣

右閣議に供する。

なお、本件は日本国憲法第七條の儀式に
関するものであるので、閣議決定の上は、
上奏することといたしたい。

指令案

「皇太子結婚式における国の儀式については、
請議のとおり。」

A24-1-13(2)

109

総理府甲第一五号

昭和三十四年一月十四日

内閣総理大臣 岸

信

介



内閣総理大臣

岸

信

介

皇太子結婚式における国の儀式について
標記について、別紙のとおり閣議を求めらる。

総
理
府

裏
面
白
紙

A24-1-13 (3)

110

0000 0463

裏面白紙

皇太子結婚式における国の儀式について

- 一 皇太子明仁親王殿下の結婚式における結婚の儀、朝見の儀及び宮中祝宴の儀は、国の儀式として行う。
- 二 右の諸儀を行う時期は、昭和三十四年四月中旬を目途とし、場所は、皇居とする。
- 三 儀式の日時及び細目は、宮内庁長官が定める。

八号算紙

424-1-13 ④

宮内庁

0000 0464

皇太子明仁親王殿下の結婚儀式一覽

諸儀名	行説	期日	旧皇宮親族令附式事項
一 成約 神宮神武天皇大正天皇 夏明皇后山陵に勅使發遣 の儀	天皇が神宮山陵に成約奉告 のため、お便を命ぜらるる。 皇太子が宮中三殿に成約を 奉告さるる。	昭和三十四年 一月十二日	神宮神武天皇先帝先后 山陵に勅使發遣の儀
二 納采の儀	皇太子が宮中三殿に成約を 奉告さるる。	一月十四日	納采の儀
三 賢所皇靈殿神殿に 成約奉告の儀	天皇の御使が神宮山陵に 贈物を奉り、成約を奉告 さるる。	同日	賢所皇靈殿神殿に成約 奉告の儀
四 神宮神武天皇大正天皇 夏明皇后山陵に奉幣 の儀	天皇の御使が神宮山陵に 贈物を奉り、成約を奉告 さるる。	同日	神宮神武天皇先帝先后 山陵に奉幣の儀
五 告期	天皇の御使が結婚の儀を 行ふ期日を知らせる。	結婚の儀の 約二週前	告期の儀 贈書の儀
六 結婚諸儀	皇太子に代り、東宮侍従が結 婚の儀を行ふことと宮中三殿に 奉告さるる。	月日	賢所皇靈殿神殿に 結婚奉告の儀
七 結婚の儀	皇太子、同妃が結婚の 折言をさるる。	同日	妃氏入宮の儀
八 皇靈殿神殿に謁 するの儀 (皇太子に勲章を賜ふ)	皇太子、同妃が皇靈殿、 神殿に結婚を奉告さるる。	同日	皇靈殿神殿に謁 するの儀
九 父朝見の儀	皇太子、同妃が天皇皇后 に結婚のあいさつをさるる。	同日	父内朝見の儀
十 供膳の儀	皇太子、同妃が初め、お膳 を共にさるる。	同日	供膳の儀
十一 三箇夜餅の儀	皇太子、同妃にお祝いの 餅を供する。	同日	三箇夜餅の儀
十二 宮中祝宴の儀	皇太子、同妃が結婚の 披露の祝宴	約三日間	宮中祝宴の儀
十三 神宮神武天皇 大正天皇夏明皇 后山陵に謁する の儀	皇太子、同妃が神宮山陵 に結婚を奉告さるる。	結婚の儀 後通宜の 月日	神宮神武天皇並に 先帝先后山陵 に謁するの儀

備考

○印は、国の儀式として行うものを示す。

424-1-13 ⑤

資料二

参照条文

日本国憲法

第七條 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に
関する行為を行ふ。
十 儀式を行ふこと。

A24-1-18 (5)

113